

**雲南市地域エネルギー事業会社の設立に係る
公募型プロポーザル審査要領**

雲 南 市

(市民環境部 環境政策課)

1. 審査概要

(1) 趣旨

この要領（以下、「本書」という。）は、雲南市地域エネルギー事業会社の設立に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき応募する事業者（以下、「応募者」という。）の審査にあたり、必要な事項を定めるものである。

(2) 審査の流れ

審査は、応募者の参加資格要件の審査（第一次審査）と提案書及びプレゼンテーションの審査（第二次審査）の二段階に分けて実施する。

(3) 審査委員会の設置

雲南市（以下、「市」という。）は、審査にあたり、学識経験者などによる「雲南市地域エネルギー事業会社の設立に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(4) 特定候補者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、特定候補者及び次点候補者を決定する。

2. 第一次審査

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを書類審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。書類審査は、実施要領の「5. 公募に関する条件等」による。

なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

3. 第二次審査

応募者から提出された提案書の内容を審査する。審査にあたっては、審査委員会におけるプレゼンテーションと応募者への質疑応答を行う。

なお、質疑応答で疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、ヒアリング等を実施して確認する場合がある。

(1) プレゼンテーション

①提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。

②市から求める場合を除き、資料の追加・変更は認めない。

- ③ 1 応募者当たり 60 分以内（うち説明 30 分以内、質疑応答 30 分以内）とする。
- ④ 応募者が多数の場合、日程を変更する場合がある。
- ⑤ 出席者は、1 応募者当たり 5 名以内とする。
- ⑥ パソコン、プロジェクターを使用する場合は事前連絡を行うこと（プロジェクターは市で準備するが、パソコンは応募者で準備すること。）。ただし、投影内容は提出した提案書の内容のみとする。

（2）評価項目及び配点

提案書の審査における評価項目と配点は、別紙 1 審査表のとおりとする。
各審査委員の配点は、合計 200 点として評価項目ごとに審査を行う。

（3）審査委員による評価

審査委員会は、各審査委員の評価項目ごとに採点結果の平均点（小数点第 2 位以下切捨て）を算出し、その平均点の合計を総合得点とする。総合得点が最も高い提案を行った応募者を特定候補者として選定し、次に総合得点が高い提案を行った応募者を次点候補者として選定するが、次のいずれかに該当する場合は特定候補者及び次点候補者として選定しない。

- ・ 同一評価項目で 2 人以上の審査員が 0 点とした場合
- ・ 総合得点が 120 点（60%）未満の場合